

(仮称)区民活動センター条例と(仮称)地域事務所条例の主な考え方

1. 区民活動センター条例の主な考え方

(1)目的

区民みずからの話し合いや行動を活かし、地域課題の解決に取り組むための活動の拠点を設け、地域自治の推進を支えることを目的とします。

- これまで地域では、区民が様々な活動や自治の取り組みを展開してきました。こうした取り組みを、その地域の特性を活かしながらさらに発展させていくには、地域課題を住民みずから話し合い、みずからの行動によって解決していく環境を、さらに整えていくことが重要と考えています。
- そのため、地域に、住民の意思と力によって運営・活用される区民活動センターを設置し、そこを拠点として、活動の担い手が継続して生み出され、いきいきとした活動が広がっていく地域づくりを目指す必要があると考えます。

(2)名称及び位置

名称は「区民活動センター」とし、15か所に設置することとします。

- 地域では、区民による公共・公益活動のほか、事業者による社会貢献活動も盛んになってきています。こうした活動がさらに発展し、区民自身による自治の営みが広がっていくよう、施設の名称は、「区民活動センター」としたいと考えています。
- 多くの地域団体の活動は、現在の地域センターエリアの区分を中心に行われています。このため、15か所の地域センター施設を転用し、区民活動センターとして開設する考えです。

(3)事業

区民活動センターでは、地域の自治活動や公共・公益活動の推進に関すること、地域団体の連携の促進に関すること、集会室の提供に関することを、事業として行うよう位置付けます。

- 地域課題解決のための話し合いや共同しての活動が、さらに活発に行われるよう、情報の収集・提供や講座・講演会などの事業を通して、誰もが暮らしやすいまちづくりに向けた取組みを進めていく考えです。

- 地域では町会・自治会をはじめ、様々な団体が自治活動や公共・公益活動を実践しています。そうした活動を行う団体間のネットワークづくりを進め、連携を強化する中で、より拡がりのある取組みが、地域で展開されるようにしていきたいと考えています。
- 区民が、地域の自治活動や公共・公益活動、健康づくりや趣味、生きがい、スポーツ、音楽などの自主的な活動を行える場を提供していきます。

(4)施設

区民活動センターに設置する施設は、集会室や地域活動室などの区民の活動に資する施設とします。

- 区民活動センターの施設は、地域センターの施設を活用し、区民団体などに貸し出す集会室（洋室・和室など）と、地域活動室（運営委員会が地域の実情にあわせて使い方を決められる部屋）を設置する考えです。この部屋は、現在、地域センターで、地域活動室、図書・読書室、福祉相談室、一時保育室、印刷室としている施設です。

(5)運営

区民活動センターの運営にあたっては、地域住民の参加を積極的に進め、民主的に行うこととします。

- 運営は、常に地域に開かれ、公正・公平に行われることが重要と考えています。

(6)使用の承認

貸し出し施設を使用する場合は、区に申請し、その承認を受けることとします。

- 貸し出し施設である集会室の使用対象者は、基本的に区に登録した区民団体とする考えです。

(7)使用の不承認や取り消し、立入りの制限

集会室の使用を認めない場合や、区民活動センターへの立入りを制限することがあります。

- 災害その他の事故により、施設が使用できないときのほか、営業行為に直接関わる活動や、使用目的・使用条件に違反したときは、使用の停止や承認を取り消す方向で考えています。
- 他人に危害や迷惑を及ぼすおそれのあるとき、管理上支障があると認められる場合は、センターへの立入りをお断りする考えです。

(8) 使用料

貸し出し施設を使用する場合は、使用料をお支払いいただきます。ただし、地域自治に関する活動や公共・公益活動を行う区民団体については使用料を免除することとします。

- 現在、地域センターでは、使用目的で使用料の有無を判断していますが、区民活動センターでは、使用目的ではなく、団体に着目して、その判断を行いたいと考えています。
- 使用料を免除する団体は、区民活動センターの設置目的に鑑み、地域自治に関する活動や公共・公益活動を行う区民団体とする考えです。
- 現在、地域センターで無料とされている活動を行っている区民団体については、区民活動センターで集会室を利用する場合も免除とする考えです。

〈免除の対象となる団体の考え方〉

- ・安全・安心なまちづくりその他の身近な地域課題の解決、区政への参加の推進などの地域自治に関する活動をしている団体
 - ・子どもが健やかに成長できる地域社会の形成、子育て・子育て支援などの子どもの健全育成に関する活動をしている団体
 - ・高齢者、障害者等の地域における支えあいや自立支援又はその家族への援助などに関する活動している団体
 - ・資源の有効利用、環境美化の推進などの快適な地域環境の保全に関する活動をしている団体
- 使用料を返還する場合は、地震・事故・公用により使用できないときや、使用者が使用開始の7日前までに使用取消を申請し承認されたときとする考えです。

(9) その他

使用後の現状回復、使用权の譲渡禁止、施設や付帯設備などに損害を与えた場合の賠償などについて、定めていく考えです。

2. 地域事務所条例の主な考え方

(1) 設置

区長の権限に属する事務のうち、窓口サービスを主とした事務を地域で執行していくため、地方自治法第155条第1項の出張所として位置づけます。

- 地域事務所が分掌する事務は、現行地域センターで行っている窓口業務を中心に展開するとともに、新たなニーズにも対応しながら地域での利便性を確保していくことを考えています。

(2) 名称及び所管区域など

名称は地域事務所とし、5か所に設置することとします。

- 窓口サービスの取り扱い件数、地域のバランスや交通事情を総合的に判断して、5か所（南中野・東部・江古田・野方・鷺宮）に設置したいと考えています。
- 所管区域は全地域事務所と同じサービスが受けられるよう、地域事務所別の区分を行うことなく、それぞれの事務所が区内全域を担当するよう考えています。